

## 令和 2 年第 6 回中間市議会定例会会期日程

(会 期 12月8日～12月22日：15日間)

| 月   | 日   | 曜 | 本 会 議        | 委員会 | 審 査 事 項                                                                                                      |
|-----|-----|---|--------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12月 | 8日  | 火 | 開 議<br>午前10時 |     | 1. 会期の決定<br>2. 承認第9号・承認第10号<br>3. 第59議案～第74号議案<br>4. 請願第4号<br>[ 議案上程・提案理由説明・趣旨説明 ]                           |
| 12月 | 9日  | 水 | 休 会          |     |                                                                                                              |
| 12月 | 10日 | 木 | 開 議<br>午前10時 |     | 1. 一般質問<br>2. 承認第9号・承認第10号<br>3. 第59号議案～第74号議案<br>4. 請願第4号<br>5. 第75号議案<br>「 提案理由説明・ 質疑・討論・採決 」<br>「 委員会付託 」 |
| 12月 | 11日 | 金 | 休 会          |     |                                                                                                              |
| 12月 | 12日 | 土 | 休 会          |     |                                                                                                              |
| 12月 | 13日 | 日 | 休 会          |     |                                                                                                              |
| 12月 | 14日 | 月 | 休 会          | 委員会 |                                                                                                              |
| 12月 | 15日 | 火 | 休 会          | 委員会 |                                                                                                              |
| 12月 | 16日 | 水 | 休 会          | 委員会 |                                                                                                              |
| 12月 | 17日 | 木 | 休 会          | 委員会 |                                                                                                              |
| 12月 | 18日 | 金 | 休 会          | 委員会 |                                                                                                              |
| 12月 | 19日 | 土 | 休 会          |     |                                                                                                              |
| 12月 | 20日 | 日 | 休 会          |     |                                                                                                              |
| 12月 | 21日 | 月 | 休 会          |     |                                                                                                              |
| 12月 | 22日 | 火 | 開 議<br>午前10時 |     | 1. 第59号議案～第74号議案<br>2. 請願第4号<br>3. 意見書案第12号～意見書案第15号<br>「 議案上程・提案理由説明 」<br>「 委員長報告・質疑・討論・採決 」                |



## 諸 般 の 報 告

第6回中間市議会定例会

令和2年12月8日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和2年9月10日、14日、24日、10月7日、12日、30日、11月16日、17日、25日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 令和2年7月～9月分 |
| (2) 水道事業会計      | 令和2年6月～8月分 |
| (3) 病院事業会計      | 令和2年5月～7月分 |
| (4) 下水道事業会計     | 令和2年4月～6月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和2年9月29日、10月30日、11月9日、26日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 総務課   | 平成30年度<br>令和元年度<br>令和2年度(監査直近月まで) |
| (2) 環境保全課 | 平成30年度<br>令和元年度<br>令和2年度(監査直近月まで) |
| (3) 消防本部  | 平成30年度<br>令和元年度<br>令和2年度(監査直近月まで) |
| (4) 建設課   | 平成30年度<br>令和元年度<br>令和2年度(監査直近月まで) |

3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を、令和2年11月6日付で教育長から受領した。

(意見書の提出)

令和2年9月24日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

#### 記

- (1) 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書
- (2) ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書
- (3) 「敵基地攻撃論」の撤回を求める意見書
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策（消費税減税）を求める意見書
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

---

令和2年 第6回 12月（定例）中 間 市 議 会 会 議 録（第1日）

令和2年12月8日（火曜日）

---

議事日程（第1号）

令和2年12月8日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
（令和2年度中間市一般会計補正予算（第6号））  
（日程第2 提案理由説明）

日程第 3 承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
（中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）  
（日程第3 提案理由説明）

日程第 4 第59号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算（第7号）

日程第 5 第60号議案 令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）

日程第 6 第61号議案 令和2年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 7 第62号議案 令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（日程第4～日程第7 提案理由説明）

日程第 8 第63号議案 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 第64号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 第65号議案 中間市債権管理条例等の一部を改正する条例

日程第11 第66号議案 中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 第67号議案 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 第68号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第14 第69号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例  
（日程第8～日程第14 提案理由説明）

日程第15 第70号議案 中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用

料及び手数料条例を廃止する等の条例

(日程第 1 5 提案理由説明)

日程第 1 6 第 7 1 号議案 中間市総合会館条例

(日程第 1 6 提案理由説明)

日程第 1 7 第 7 2 号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市チャレンジシ  
ョップ)

(日程第 1 7 提案理由説明)

日程第 1 8 第 7 3 号議案 中間市道路線の認定について

日程第 1 9 第 7 4 号議案 中間市道路線の変更について

(日程第 1 8～日程第 1 9 提案理由説明)

日程第 2 0 請 願 第 4 号 中間市立病院廃止に反対し、地方独立行政法人化による公立  
病院としての存続を求める請願

(日程第 2 0 趣旨説明)

日程第 2 1 会議録署名議員の指名

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員 (15名)

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 植本 種實君   | 2 番 小林 信一君   |
| 3 番 堀田 克也君   | 4 番 柴田 芳信君   |
| 5 番 田口 澄雄君   | 7 番 掛田るみ子君   |
| 8 番 草場 満彦君   | 9 番 中尾 淳子君   |
| 1 0 番 山本 慎悟君 | 1 1 番 安田 明美君 |
| 1 2 番 梅澤 恭徳君 | 1 3 番 柴田 広辞君 |
| 1 4 番 中野 勝寛君 | 1 5 番 井上 太一君 |
| 1 6 番 下川 俊秀君 |              |

---

#### 欠席議員 (0名)

---

#### 欠 員 (2名)

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

|           |        |            |        |
|-----------|--------|------------|--------|
| 市長 .....  | 福田 浩君  | 副市長 .....  | 白尾 啓介君 |
| 教育長 ..... | 片平 慎一君 | 総務部長 ..... | 田中 英敏君 |

|         |     |        |        |     |        |
|---------|-----|--------|--------|-----|--------|
| 市民部長    | ……… | 船津喜久男君 | 保健福祉部長 | ……… | 藤田 宜久君 |
| 建設産業部長  | ……… | 篠田 耕一君 | 教育部長   | ……… | 佐伯 道雄君 |
| 市立病院事務長 | …   | 末廣 勝彦君 | 消防長    | ……… | 三船 時彦君 |
| 総務課長    | ……… | 後藤 謙治君 | 財政課長   | ……… | 蔵元 洋一君 |
| 健康増進課長  | ……… | 岩河内弘子君 | 福祉支援課長 | ……… | 亀井 誠君  |
| 市立病院課長  | ……… | 久場康三郎君 |        |     |        |

---

事務局出席職員職氏名

|      |        |     |        |
|------|--------|-----|--------|
| 事務局長 | 西村 拓生君 | 書 記 | 東 隆浩君  |
| 書 記  | 志垣 憲一君 | 書 記 | 千々和 完君 |

---

午前10時00分開会

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。会議に入ります前に、去る9月3日、梅澤恭徳君の一般質問において保留となっておりました答弁について、福田市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。福田市長。

○市長（福田 浩君）

皆様、おはようございます。9月定例市議会における梅澤議員からの一般質問、福田健次後援会の平成29年度政治資金収支報告書に際し、後日回答する旨お答えした部分につきまして、この場をお借りし回答させていただきます。

後援会の現在の会計責任者が、当該収支報告書の当初提出分に記載漏れがあったことにご気づきましたことから、その後、記載漏れの箇所を修正し、修正後の政治資金収支報告書を福岡県選挙管理委員会に提出済みでございました。

その内容におきましても、公職選挙法並びに政治資金規制法に基づきまして、適正に処理をしているものと確認をいたしております。

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。これより令和2年第6回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付しております。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、今定例会においても、新型コロナウイルス感染防止のため、議員の議席及び執行部席の間隔をあけておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月22日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は15日間と決しました。

---

### 日程第2. 承認第9号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、承認第9号専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度中間市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

#### ○市長（福田 浩君）

承認第9号令和2年度中間市一般会計補正予算（第6号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

本市では、インフルエンザ対策として、65歳以上の高齢者等に対して予防接種費用の一部を助成しておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、今年度は例年以上の対策を実施することといたしました。

この対策については、インフルエンザの流行時期を迎える前に早急に実施する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、関連経費を計上した補正予算を本年10月22日付で専決処分したものでございます。

追加対策の内容といたしましては、予防接種費用の助成対象者をインフルエンザによる重症化リスクの高い妊婦並びに一斉休校により大きな影響を受けた小学生、中学生及び高校生に拡大することとし、10月1日以降に予防接種を受けた場合についても、遡及して対象とするものでございます。

近隣市町でも対象者を妊婦及び子ども等に拡大し、助成を行っておりますことから、本市においても同様の措置を取ることは、広域的な感染拡大防止対策として効果的であるものと思料しております。

補正予算の内容といたしましては、衛生費におきまして、予防接種費用の助成に係る扶助費を600万円追加計上いたしております。

また、この経費の財源につきましては、総務費におきまして、財政調整基金積立金を600万円減額することにより調整いたしております。

以上により、予算総額につきましては補正前と変わらず、歳入歳出それぞれ246億699万1,000円としたものでございます。

なお、この経費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となりますことから、後ほどご提案いたします一般会計補正予算（第7号）におきまして、この交付金の執行残を活用し、本市の負担が生じないように財源補正を行っております。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております承認第9号に対する質疑は、12月10日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第3. 承認第10号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第3、承認第10号専決処分を報告し、承認を求めることについて（中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第10号（中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきましては、本年11月25日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

国におきましては、国家公務員の期末手当の引下げを含む本年の人事院勧告に基づき、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が第203回国会臨時会で審議されました。

本市の一般職職員についても、この人事院勧告を尊重して同様の改定を行うため、国会の動向を注視しておりましたが、今年度の期末手当に減額改定となる改正後の支給率を反映させるためには、11月30日までに条例を改正し、公布する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分としたものでございます。

条例改正の内容といたしましては、本年の人事院勧告では、民間企業の期末勤勉手当の支給割合との均衡を図るため、本年12月支給の期末手当の支給率を0.05か月分引き下げ、期末勤勉手当の支給率を4.45か月分とする勧告がなされておりますことから、これと同様の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております承認第10号に対する質疑は、12月10日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第4. 第59号議案

日程第5. 第60号議案

日程第6. 第61号議案

日程第7. 第62号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第4、第59号議案から、日程第7、第62号議案までの令和2年度補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第59号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し

上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳出につきましては総務費におきまして、新生児特別定額給付金の給付対象となる出生日の期限を、今月末から来年3月末まで延長するための経費として990万円を計上しております。

また、令和元年度の国、県支出金の金額確定に伴う返還金に5,840万円、個人番号カード等交付事務に関する経費に190万円を追加計上いたしております。

民生費におきましては、障害者福祉費につきまして、障がい者に対する国の施策が医療から地域へ転換されたことに伴い、障がい者関連の各種サービス費を1億880万円増額しております。

また、児童福祉費につきまして、子育て世帯への臨時特別給付金の決算に余剰が見込まれることから440万円を減額するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として学童保育所の開所時間を拡大したことから、学童保育委託料640万円を追加計上いたしております。

また、特別会計繰出金につきましては、健康保険証のオンライン資格確認対応に伴うシステム改修により、特別会計国民健康保険事業繰出金を100万円増額する一方で、介護保険制度改正に伴う国庫補助金の対象となる事業費が増加したことから、介護保険事業特別会計繰出金を150万円減額しております。

衛生費におきましては、接種率の増加に備えて高齢者への季節性インフルエンザ予防接種の助成に要する経費を680万円追加計上しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、PCR検査及び抗原定量検査に対する助成費用に690万円を計上いたしております。

商工費におきましては、中間市持続化緊急支援給付金及び中間市新型コロナウイルス感染拡大防止休業等協力施設支援協力金の事業費確定に伴い、4,180万円を減額いたしております。

教育費におきましては、GIGAスクール構想の一環として、家庭学習を推進するための貸出用モバイルWi-Fiルーターに160万円、タブレット端末の設定費に800万円を計上しております。

また、教科書改訂に伴う中学校教科書の教師用指導書に510万円、新型コロナウイルス感染症対策や学習保障など各学校の事情に応じて必要な取組を行う経費に1,150万円をそれぞれ追加計上いたしております。

災害復旧費につきましては、本年7月の大雨により崩落した下蓮花寺地内市有墓地の石積補修工事に110万円、同じく大雨の影響により蓮花寺地内の市有地ののり面から民家敷地内へ崩落した岩盤の撤去費に140万円を計上いたしております。

次に、こうした経費の財源となります歳入につきましては、国庫及び県支出金におきまして、障害者福祉費に対する国、県負担金8,160万円、学童保育事業に対する国、県

補助金４３０万円、疾病予防対策事業費等国庫補助金３４０万円、ＧＩＧＡスクール家庭学習用通信機器補助金１６０万円、小中学校教育活動再開支援事業補助金５７０万円、個人番号カード交付事務費補助金１９０万円をそれぞれ追加計上いたしております。

また、決算見込みに基づき、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金２９０万円を減額いたしております。

市債におきましては、下蓮花寺市有墓地の石積補修工事に係る災害復旧事業債を２２０万円計上いたしております。

さらに、これらの歳入を計上してもなお事業の財源が不足する額につきましては、財政調整基金積立金を８，４７０万円減額することにより調整いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ９，９０２万６，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２４７億６０１万７，０００円とするものでございます。

次に、第６０号議案令和２年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、令和３年３月に予定されておりますオンライン資格確認の実施に伴うシステム改修費用を１００万円計上いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免措置等に伴い、過年度の還付金が当初の想定を大きく上回ったことから、一般被保険者保険税還付金を３００万円、一般被保険者保険税還付加算金を１０万円それぞれ追加計上いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、歳出の増加に伴い、一般会計繰入金金を１００万円、歳入欠かん補填収入を３１０万円、それぞれ追加計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ４１５万１，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５８億１，９１５万３，０００円とするものでございます。

次に、第６１号議案令和２年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、総務費におきまして介護保険制度の改正に伴い、介護保険事務及び介護認定審査に係るシステム改修事業費として２８０万円を追加し、認定調査委託料を２８０万円減額いたしております。

また、介護給付費の再確定に伴う国及び県への償還金といたしまして、１６０万円を増額いたしております。

次に、保険事業勘定の歳入といたしましては、介護保険システム改修に対する国庫補助金を１５０万円追加し、一般会計繰入金金を１５０万円減額いたしております。

また、歳出補正に伴う財源調整といたしまして、前年度繰越金を１５０万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ１６６万４，０００円を追加し、介護サービス事業勘定

を加えた予算総額を歳入歳出それぞれ５億２，８２２万３，０００円とするものでございます。

次に、第６２号議案令和２年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、会計年度任用職員に係る報酬を４０万円追加いたしております。また、令和３年度におきまして、後期高齢者医療保険料の算定に関する制度改正が行われますことから、システムの改修費用として２０万円を追加いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、一般会計からの事務費繰入金を４０万円追加いたしております。また、システムの改修費用に係る国庫補助金を２０万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ７１万３，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ８億５，２６９万３，０００円とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております令和２年度補正予算４件に対する質疑は、１２月１０日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第 ８．第６３号議案

日程第 ９．第６４号議案

日程第 １０．第６５号議案

日程第 １１．第６６号議案

日程第 １２．第６７号議案

日程第 １３．第６８号議案

日程第 １４．第６９号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第８、第６３号議案から日程第１４、第６９号議案までの条例改正７件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第６３号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、昨年１０月１日に施行された子ども・子育て支援法の改正により、子育てのための施設等利用給付が創設されたことを受け、当該事務で個人番号が利用でき

るよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、個人番号を含む特定個人情報と同一執行機関内の他の事務で利用するためには、条例で定める必要があることから、特定個人情報の相互利用を行うことができる事務に、子どものための教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務に加え、子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務を追加するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

次に、第64号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年6月市議会で議決を頂いた中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例に基づき、働く婦人の家が令和3年3月31日をもって廃止されることに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、働く婦人の家運営委員会の委員の報酬について定める規定を削除するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日といたしております。

次に、第65号議案中間市債権管理条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年3月31日に地方税法が改正され、延滞金を算定する際に用いる割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に変更されたこと及び延滞金の割合が年0.1%未満とならないように規定が追加されたことに伴うものでございます。

条例の内容としましては、本市の複数の条例におきましても、地方税法に倣って延滞金割合の算定方法を規定しているため、法改正と同様の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせ令和3年1月1日といたしております。

次に、第66号議案中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、子ども医療費の助成対象者の拡大及び助成額の拡充により、子どもの疾病の早期発見、早期治療の促進及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るものであり、子どもの健康保持及び福祉の増進に寄与する内容となっております。

条例改正の内容といたしましては、まず、通院及び調剤に係る医療費の自己負担額の助成につきまして、その対象者を現行の小学6年生までから、新たに中学3年生までに拡大するものでございます。中学生の助成額につきましては、通院については、一つの医療機関におきまして、一月当たりの本人負担額が1,600円を超える部分とし、また、調剤

については自己負担額の全額としております。

次に、入院に係る医療費の自己負担額の助成につきましては、3歳から中学生までは、月額3,500円までを本人負担としておりましたが、これを無料とするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日といたしております。

次に、第67号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県の重度障がい者医療費支給制度に係る補助基準が、令和3年4月1日に改正されることに伴うものでございます。

主な条例改正の内容といたしましては、入院に係る助成基準等の特例の対象につきまして、小学6年生までから中学3年生までに拡大するものでございます。

また、「障害」の「害」の表記を法令等に規定されているものを除き、漢字表記から平仮名表記に改めております。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日といたしております。

次に、議案第68号中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国民健康保険税の減額について条例を定める際に、従うべき基準の見直しを含む地方税法施行令の改正が、本年9月4日に行われ、令和3年1月1日から施行されることによるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、平成30年度税制改正において、給与所得控除や公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除額を10万円引き上げるよう見直しが行われたことにより、所得と金額が増加する場合があることから、その影響による国民健康保険税の増額を抑制するものでございます。

具体的には、国民健康保険税の減額に係る所得の基準額を33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、世帯に納税義務者以外の給与所得者等がいる場合には、1人当たり10万円を基準額に加算することといたしております。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日に合わせ、令和3年1月1日といたしております。

次に、第69号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、火災予防に係る条例制定基準を定める総務省令である「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が本年8月27日に改正されたことによるものでございます。

電気自動車用急速充電設備については、電気自動車等の需要増加に伴い、高出力の設備の普及がさらに加速することが予想されております。

一方、改正前の同省令におきましては、全出力５０キロワットを超える急速充電設備については、変電設備に関する規制の対象となっており、自動車等の充電を行うことが想定されておりました。

また、全出力５０キロワットを超える急速充電設備を設置するためには、各市町村等において特例基準を設ける必要がありましたが、地域によって規制の取扱いが異なる状態となっておりました。

これらの問題を踏まえて、全国統一的な基準として省令が改正され、急速充電設備の最大出力が拡大されるとともに、併せて火災予防上必要な措置が定められたことから、条例においても所要の規定の整備を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、省令と同様に急速充電設備の全出力の上限を５０キロワットから２００キロワットまで拡大するものでございます。また、全出力の上限が拡大されたことに伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、省令の施行日に合わせ、令和３年４月１日としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例改正７件に対する質疑は、１２月１０日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第１５．第７０号議案

#### ○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第１５、第７０号議案中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例を廃止する等の条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

#### ○市長（福田 浩君）

第７０号議案中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例を廃止する等の条例について、提案理由を申し上げます。

中間市立病院は、昭和４０年に開院し、現在に至るまで本市の医療提供体制の中核を担ってまいりました。

しかしながら、近年は本市をはじめ近隣市町の人口減少などに伴い、入院患者数、外来患者数とも年々減少している状況が続いており、今年度においては、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり収支の改善が難しい状況で、現時点で２億円程度の赤字が見込まれている状況でございます。

それに加え、昭和５３年に改築した建物の老朽化や、医療設備の老朽化も懸念されており、医師を含む医療スタッフの確保にも苦慮している状況が続いております。

さて、このような状況の中で、今年の3月に臨時庁議で再編・統合を視野に入れた民間移譲の方針を決定し、全員協議会で報告させていただきました。

また、4月1日には、総務部に独立した課として公共施設管理室を設置し、民間移譲先の選定や交渉を行うことといたしました。

その後、6月に秋桜会と中間市立病院の移譲に関する覚書を締結し、以降、議会の意見をお聞きしたり、情報を共有したりさせていただくため、行財政調査特別委員会で進捗状況についてご報告、ご説明させていただいたところでございます。

協議先の秋桜会とは、提示のありました事業計画を基に医療提供体制や市の財政支援について協議を進めてまいりましたが、病院建設等の財政支援の条件に開きがあり、合意に至る見込みが立たないため、11月18日に交渉の打ち切りを行うことといたしました。

病院事業を廃止するに当たりましては、地方独立行政法人への移行についても検討いたしましたが、経営形態を変更しても病院経営に精通した理事長及び病院経営に特化した専属の事務職員の配置ができなければ、経営が改善するわけではないこと、また、人材の育成や移行期間にも2年ほど必要であること、その間に赤字の大幅改善は難しく、累積欠損金が増大する可能性があること、地方独立行政法人移行時に多額の累積欠損金等の処理費用が市に発生すること、さらに、新病院を建設した場合、年間2億円から3億5,000万円の償還が見込まれ、市の財政を圧迫する可能性が非常に高いことなどの事情を踏まえまして、地方独立行政法人化について断念いたしましたところです。

また、市立病院の経営状況に伴う資金不足比率でございますが、令和元年度で16.2%不足しており、令和2年度決算では新型コロナウイルス感染症の影響もあり、29.3%不足することが予想されております。

資金不足比率とは、病院事業の資金不足の度合いを表す国の定めた指標であり、この値が20%を超えると、今後資金不足の解消が困難と言われ、経営健全化団体として指定されることとなります。

来年度以降病院が存続した場合、経営健全化団体に指定され、病院事業は国、県の管理下に置かれ、資金調達が困難となり、事業経営がますます苦しくなることが予想されます。なお、経営健全化団体に指定されている公営企業は、全国6,285団体のうち5団体のみで、病院事業では一つの団体もございません。このような状況では、医師をはじめとする医療スタッフの流出は避けられず、4月以降診療を継続することが困難となることが予想されます。

以上の事情を勘案しました結果、市で病院運営を継続して行うことは困難であると判断し、病院事業を本年度末をもって廃止することとしたものでございます。

今後につきましては、入院患者様の受入先などの問題も生じますが、患者様のご負担とならないよう福岡県などの関係行政機関や近隣医療機関等と連携して対応するなど、本市における医療提供体制を今までどおり維持できるよう努めてまいり所存でございます。

また、病院事業の廃止に併せ、廃止後における診断書等の交付手数料に関する規定を設けるとともに、市立病院または病院職員の身分及び給料表等の、病院事業に関する文言が含まれる条例について一部改正を行っております。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日といたしております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第70号議案に対する質疑は、12月10日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第16. 第71号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第16、第71号議案中間市総合会館条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第71号議案中間市総合会館条例について、提案理由を申し上げます。

中間市中央公民館につきましては、公共施設の再編を目的として、本年9月市議会定例会で施設廃止の議決を頂いたところですが、今後の方針といたしましては、令和3年4月1日からハピネスなかまに公民館機能を移転する予定としております。

この条例は、以上の方針に基づき、地域総合福祉会館として福祉に特化して運営されているハピネスなかまに、教育施設である中央公民館を受け入れるに当たって、既存の中間市地域総合福祉会館設置条例の全部を改正し、多くの市民の方が活用できる複合施設として位置付けを改めるものでございます。

条例の内容といたしましては、総合会館内に福祉センターと中央公民館を置くこととし、市民の健康保持及び福祉の向上並びに市民の文化活動の増進に係る総合的な市民サービスの提供を目的とする施設として、開館時間や休館日、使用の手続などの運用方法について定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日といたしております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第71号議案に対する質疑は、12月10日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第17. 第72号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、第72号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市チャレ

ンジショップ)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

#### ○市長（福田 浩君）

第72号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市チャレンジショップは、本市の新規起業家への育成支援及び中心市街地のにぎわい創出を目的とする施設でございます。

同施設の管理運営につきましては、設置目的の効果的な実現及び効率的な運営のために、民間のノウハウを活用することを目的として、指定管理者による管理を行っております。

このたび、令和3年3月31日をもちまして指定期間が満了となりますが、同施設につきましては、これらの目的を達成するため指定管理者による管理を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和3年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者の選定につきましては、同条例第2条の規定に基づく公募を行いましたところ、一般財団法人中間ゼネラル1者の申請がございました。

当該申請を受けまして、同条例施行規則に基づき設置した指定管理者選定委員会において、施設の管理運営方針及び収支計画、当該事業者の経営状況、施設運営計画等の書類による一次審査及び審議を行い、その結果、同法人を指定管理者の候補者として選定いたしております。

選定の理由といたしましては、同法人は安定した経営を行うための財政基盤と実績があり、事業計画についても当該施設の基本理念など目的を十分に理解し、地域の住民にとって役立つ具体的な事業展開が期待できること、民間のノウハウを生かした事業展開など、出店者の起業育成支援及び利用者サービスの向上が大いに期待できることなどが高い評価を得たことによるものでございます。

なお、指定期間につきましては、指定管理者選定委員会から5年間の報告がありましたが、今年度末までに策定する本施設の個別施設計画により示される方向性その他の事情を踏まえて、施設のあり方、指定管理者、施設の管理方法等について、時宜を得た検討をする必要があると思料されますことから、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とするものでございます。

以上により、一般財団法人中間ゼネラルを中間市チャレンジショップの指定管理者として指定し、指定期間を令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第72号議案に対する質疑は、12月10日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第 18. 第 73 号議案

### 日程第 19. 第 74 号議案

#### ○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第 18、第 73 号議案及び日程第 19、第 74 号議案の市道路線 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

#### ○市長（福田 浩君）

第 73 号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回、認定をいたします路線は、通谷団地 187 号線、通谷団地 188 号線及び通谷団地 189 号線の 3 路線でございます。

この 3 路線につきましては、通谷団地 187 号線及び通谷団地 188 号線にあつては通谷一丁目地内の、通谷団地 189 号線にあつては通谷二丁目地内の道路用地の寄附を受けたことにより、当該道路を市道として認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、通谷団地 187 号線にあつては幅員 4.00 メートル、実延長 32.88 メートル、通谷団地 188 号線にあつては幅員 4.00 メートル、実延長 104.04 メートル、通谷団地 189 号線にあつては幅員 4.00 メートル、実延長 64.21 メートルでございます。

以上のとおり、3 路線を市道として認定するに当たり、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第 74 号議案中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回、変更をいたします路線は、塘ノ内 11 号線の 1 路線でございます。

この路線につきましては、現在市道認定されておりますが、中間市道路線の台帳整備を進める段階で、路線名の重複が判明いたしましたことから、路線名を現在の「塘ノ内 11 号線」から「塘ノ内 14 号線」に変更するものでございます。

なお、路線名を除く道路の概要につきましては、現在の認定内容から変更はございません。

以上のとおり、当該路線を変更するに当たり、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております市道路線 2 件に対する質疑は、12 月 10 日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第 20. 請願第 4 号

#### ○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第20、請願第4号中間市立病院廃止に反対し、地方独立行政法人化による公立病院としての存続を求める請願を議題といたします。

趣旨説明を求めます。安田明美さん。

○議員（11番 安田 明美君）

福祉クラブの安田明美です。中間市立病院廃止に反対し、地方独立行政法人化による公立病院としての存続を求める請願の趣旨を説明いたします。

中間市政の最上位の計画である第4次中間市総合計画、それに伴う令和元年度から令和3年度の実施計画、その中に地域の拠点病院として安全で安心できる効率的な医療を提供し、地域住民に信頼される病院づくりに努めると明記されております。

中間市立病院あり方検討委員会は、2019年9月、経営形態を現在の直営から地方独立行政法人化を答申しました。

その理由は、人員確保について処遇面で創意工夫が可能であること、給与設定において柔軟な対応ができること、経営改善にも直結できる経営形態であり、かつ公立病院だからこそ信頼される側面もあることから、市立病院としての特性を強く残すことができる、それが地方独立行政法人化が望ましいというものです。

ところが、中間市は財政難を理由に、市立病院を支援できない、市立病院の果たしてきた役割を残すためと、一方的に民間移譲を発表しました。

しかし、移譲先の秋桜会の新中間病院との統合交渉は破綻しました。その民間移譲がなくなった今、中間市民の安全、安心の医療供給体制の維持発展のため、地方独立行政法人化による市立病院の存続を求めます。よろしくお願いします。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております請願第4号に対する質疑は、12月10日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

## 日程第21. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第21、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において山本慎悟君及び草場満彦君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時47分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            下    川    俊    秀

議 員            山    本    慎    悟

議 員            草    場    満    彦

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員